

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネット試買した物品について、検査を行ったところ、以下の2物品から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定される「指定薬物」を検出しました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【指定薬物検出物品（2物品）】 詳細は裏面・現品写真のとおり

表示名称	性状	検出違反成分
XXXマジック	粉末	3-Chloromethcathinone
Flash	液体	3-Chloroethcathinone

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、「指定薬物」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、「所持、譲り受け、使用」も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4505（直通）[午前9時から午後5時まで]

*上記申し出は、遅くとも『令和2年10月23日（金曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用等しないでください。

（裏面に続く）

<問合せ先>
福祉保健局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4515

<指定薬物検出物品の詳細>

1	表示名称	XXXマジック
	性状（内容量）	粉末（1袋中0.38g入り）
	製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出成分	1袋中に3-Chloromethcathinoneを350mg検出
2	表示名称	Flash
	性状（内容量）	液体（1本中6.2mL入り）
	製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出成分	1本中に3-Chloroethcathinoneを260mg検出

【試験検査機関】東京都健康安全研究センター

【都の対応】

販売元に対して、当該物品の販売中止を指示しました。

【現品写真】

1 表示名称：XXXマジック

形状：銀色袋入り白色粉末



2 表示名称：Flash

形状：茶色のビン入り液体

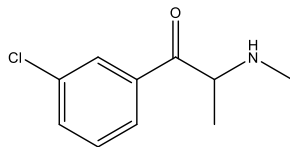


参考

* 3-Chloromethcathinone（平成26年1月12日指定薬物規制開始）

〔化学名〕：1-（3-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
カチノン系化合物の一種で、覚醒剤と類似の作用を有する可能性がある。

〔化学構造式〕



* 3-Chloroethcathinone（平成26年1月12日指定薬物規制開始）

〔化学名〕：1-（3-クロロフェニル）-2-（エチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
カチノン系化合物の一種で、覚醒剤と類似の作用を有する可能性がある。

〔化学構造式〕

